

# 令和6年度 社会福祉法人阿久比町社会福祉協議会事業計画

## 【基本方針】

今日の少子高齢化、核家族化による単身世帯の増加、人口減少の進行、価値観の多様化などを背景に、地域社会の支えあい機能が弱まりさまざまな生きづらさや生活のしづらさを抱える人が増え、対象者や分野別の福祉制度では解決が難しい地域生活課題が年々増し広がっています。

また、新型コロナウイルスの感染は未だ収束に至らず、毎年、能登半島地震のような自然災害が多発し、国際情勢も不安定な中、人ととのつながりが希薄化し、社会的孤立や生活困窮の問題も深刻化しています。

こうした社会の変容と複雑多様化する福祉課題に対応するため、国は、**地域共生社会の実現**に向け、市町村における包括的支援体制の構築を進めるため社会福祉法を改正し、重層的支援体制整備事業を創設しました。

本会も、令和6年度から阿久比町の委託により重層的支援体制整備事業を阿久比町と緊密に連携し取り組むことになりました。

この事業は、①相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を柱とする事業で、社会福祉協議会がこれまで、民生委員・児童委員、福祉団体、ボランティア、NPO、社会福祉施設等の福祉関係者、行政、保健医療、教育等関係機関との連携に基づいて推進してきた地域福祉が政策化されたものです。また、令和8年度より地域包括支援センターの受託も予定され、これら新規事業の受託を機に、住民が主体的に参加し地域の助け合い・支え合いを住民主体で進め、福祉課題の解決に取り組む地域づくりをより一層推進していきます。

## 【基本理念】

基本理念は、第2次阿久比町地域福祉計画の基本理念である、『すべての人が地域で共に生き、支え合う「つながる」まちあぐい』とします。

## 【重点目的】

- 1 住民による見守りや支え合いなどの地域福祉活動の推進
- 2 地域福祉活動に参加する担い手の育成
- 3 ボランティア活動への参加の促進
- 4 地域共生社会の実現に向けた重層的支援体制整備事業の推進

## 【事業内容】

### 1、法人運営事業

#### (1) 理事会・評議員会・監査会等の開催

目標	社会福祉法に基づき、理事会・評議員会を設置し、適切な法人運営を図る。		
内容	理事会	5月、10月、3月	年 3回開催予定
	評議員会	6月、10月、3月	年 3回開催予定
	監査会	5月	年 1回開催予定
	評議員選任・解任委員会	6月	年 1回開催予定
	正副会長月例会	月1回	年 12回開催予定

## (2) 福祉サービス苦情解決体制の推進

目標 社会福祉法に基づき、社会福祉協議会の提供する福祉サービスへの苦情に対し、適切な対応をする。

内容 苦情受付担当者、苦情解決責任者、第三者委員の設置

愛知県社会福祉協議会主催の苦情解決推進研修会等への参加

## (3) 広報「あぐいの福祉」の発行

目標 社会福祉協議会の事業のPR、ボランティア・地域福祉活動情報の提供を行う。

内容 5月、8月、10月、1月 年4回発行（全戸配布）

## (4) 虐待防止等及び災害対策の推進

目標 虐待防止・身体拘束禁止・感染症の対策、災害対策に対する社会福祉協議会の体制を整備し推進を図る。

内容 虐待・身体拘束・感染症の委員会の開催及び業務継続計画(BCP)に基づく災害への備え・研修・訓練の実施

## (5) 職員の資質向上

目標 職員の資質向上のため、研修を行い、地域福祉の推進を図る。

内容 愛知県社会福祉協議会の各種研修会参加、職場内研修の実施

# 2、地域福祉推進事業

## (1) 社会福祉協議会会員募集

目標 住民参加の地域福祉を推進するため、会員募集を行い、自主財源を確保する。財源基盤強化のため、特別会員や賛助会員の加入促進を図る。

内容 行政協力員会や民生委員・児童委員協議会の協力を得て、5月に会員を募集

一般会員 500円、賛助会員 2,000円、特別会員 5,000円、施設会員 2,000円、団体会員 3,000円

## (2) 地域いきいき福祉活動事業

目標 地域のボランティア、民生委員・児童委員、いきいきクラブ、子ども会、大字または自治会関係者が連携し、地域で行う地域いきいき福祉活動の推進を図るとともに、助成金を交付して活動支援をする。

内容 見守り活動、支え合い活動、地域支援活動、新規立ち上げ活動、それぞれ、1活動上限30,000円を助成  
(2つ以上の活動の場合は、上限60,000円)

## (3) 車いすの貸出し事業

目標 車いすが必要な方に貸出し、日常生活の便宜を図る。

内容 高齢・障がい・傷病等で車いすが必要な方（介護保険等で車いすが利用できる方は除く。）に、10日以内（最長1か月）。子ども用車いすは6か月以内（最長1年）を無料で貸出し

## (4) 福祉相談の実施

目標 住民からの身近な福祉の相談窓口として相談を受ける。

内容 相談内容によって、コミュニティソーシャルワーカー(CSW)や生活支援コーディネーターにつなぐ。必要に応じ地域包括支援センターや関係行政機関及び民生委員・児童委員等へ連絡する。

## (5) 愛知県社会福祉大会での顕彰

目標 福祉活動に貢献した方の顕彰を通じて福祉意識の醸成を図る。

内容 愛知県社会福祉大会で、阿久比町の福祉に貢献した方を表彰

## (6) 地域福祉計画推進事業【町受託事業】

目標 行政が、福祉課題解決の仕組み作りを住民や福祉事業所等と協働し推進する会議に参加し、地域福祉計画を推進する。

内容 3つのネットワーク会議の運営・事業を補助

「孤立なく、つながる安心のまちづくりネットワーク会議」

「次世代につながる支えあいの地域づくりネットワーク会議」

「パートナーシップでつながる担い手づくりネットワーク会議」

## 3、ボランティアセンター活動事業

### (1) ボランティアセンター運営委員会

目標 ボランティア活動推進のため、センター全体の運営と充実を図る。

内容 運営委員会を開催し、ボランティアセンター事業の内容や評価について協議

### (2) ボランティア相談

目標 住民等のニーズとボランティアをつなげる相談や支援の情報提供をする。

内容 住民・施設・企業等からのボランティア活動への相談に対応、相談者とボランティア団体との連絡調整、ボランティアを募集

### (3) ボランティア活動保険等の加入促進

目標 活動中のがや事故に備え、ボランティア活動保険等の加入促進を図る。

内容 ボランティア活動保険やボランティア行事用保険の相談、加入事務、保険請求の事務

### (4) ボランティア団体への助成

目標 ボランティアセンター登録のボランティア団体の活性化を図る。

内容 ボランティアセンター登録後、1年以上の活動実績があり、公共性のあるボランティア団体に10,000円の活動費を助成

### (5) 福祉実践教室

目標 実践体験を通じて、障がい者や高齢者への理解を深め、共に生き支え合うことについて考え、助け合いの心を育てる。

内容 町内の小中学校の児童や生徒を対象に、福祉実践教室を開催し、車いす、手話、点字、視覚障がい者ガイドヘルプ体験、精神障害者理解、妊婦疑似体験、高齢者疑似体験、避難所運営模擬体験などを実施

### (6) 災害救援・福祉救援ボランティア活動の推進

目標 災害ボランティアセンター運営のためのコーディネーターを養成する。

内容 災害ボランティアコーディネーター養成講座を開催  
町の防災リーダー養成講座と合同で開催

### (7) 災害ボランティアセンター設置・運営訓練

目標 能登半島地震のような大規模自然災害発生時、社会福祉協議会は行政と協力して、被災者のニーズとボランティアを調整する災害

内容 ボランティアセンターを立上げ運営できる体制の整備を図る。  
ボランティアセンター養成講座受講者、防災ボランティア、社会福祉協議会職員、町防災担当者等を対象に災害ボランティアセンターの設置・運営の訓練を実施する。

#### (8) ボランティア入門講座【町受託事業】

目標 ボランティア活動の理解と関心を高め、地域活動参加のきっかけを作り、担い手の養成を図る。  
内容 ボランティア入門講座を開催

#### (9) ボランティア交流会【町受託事業】

目標 ボランティアセンター登録のボランティア団体、個人ボランティア等が交流し、情報交換を通じてネットワーク作りを図る。  
内容 ボランティア交流会の開催（研修会・活動体験・活動紹介等）

#### (10) サマーボランティアスクール【町受託事業】

目標 高校生を対象に福祉施設でボランティア活動を体験する機会を提供し、福祉への理解と関心を高める。  
内容 夏休みに、町内の高齢者、障がい者施設等でボランティア体験

#### (11) 声の広報の発行【町受託事業】

目標 視覚障がい者への情報提供を行う。  
内容 声の広報ボランティア「あいうえお」の協力で、町や社会福祉協議会の広報をCDに音訳、「声の広報」として視覚障がい者に郵送

#### (12) 手話奉仕員養成研修事業【町受託事業】

目標 手話の学習を通じて聴覚障がい者への理解啓発を図る。  
内容 手話奉仕員養成講座入門編を開催（年20回）

#### (13) 精神障がい者等居場所事業

目標 ボランティアと協力し、町内在住の精神障がい者等が気軽に参加できる居場所を提供する。  
内容 あぐいで楽しく集まろう会、さざなみカフェを隔月に開催

### 4、共同募金配分金事業

#### (1) 赤い羽根共同募金事業の推進

目標 地域福祉を推進するために、必要な財源を確保する。  
内容 行政協力員会や民生委員・児童委員協議会の協力を得て、赤い羽根共同募金の運動を推進  
実施期間 10月1日～3月31日  
募金種類 戸別募金 行政協力員会を通じて全世帯を対象に封筒募金の協力を依頼  
法人・事業所募金 民生委員等を通じて町内企業・事業所に募金の協力を依頼  
職域募金 町内企業・事業所へ募金箱を設置し協力を依頼  
学校募金 町内の小中学校・高等学校に協力を依頼  
街頭募金 町内スーパー等に協力を依頼し店舗店頭で実施、産業まつり会場で実施  
テーマ型募金 1月～3月、事業実施のテーマを設け実施

## (2) 老人福祉活動

### ①いきいきクラブ連合会への助成

目標　いきいきクラブ連合会の団体運営の支援を行う。

内容　団体活動費助成金の交付・団体の事務を支援

### ②みんなの敬老会への協力

目標　いきいきクラブ連合会の「みんなの敬老会」の開催に協力する。

内容　「みんなの敬老会」参加者へ記念品の贈呈や会の運営を支援

## (3) 障がい児・者福祉活動

### ①障がい者団体への助成

目標　身体障害者福祉会、手をつなぐ育成会、精神障害者家族会の団体運営の支援を行う。

内容　団体活動費助成金の交付・団体の事務を支援

### ②障がい者大運動会への協力

目標　障がい者大運動会の開催に協力し、町内の障がい者・施設の障がい者の交流と社会参加を支援する。

内容　身体障害者福祉会、手をつなぐ育成会、精神障害者家族会主催の運動会の開催・運営に協力

### ③障がい者クリスマス会への協力

目標　手をつなぐ育成会主催のクリスマス会に協力する。

内容　クリスマス会に参加する障がい者に記念品を贈呈し交流

### ④心の相談事業の実施

目標　大人のひきこもりや発達障がい等に悩む家族等を対象に、気軽に相談できる場を提供する。

内容　臨床心理士に相談し、助言を受け支援やサービスへつなぐ

## (4) 児童・青少年福祉活動

### ①子ども会連絡協議会への助成

目標　子ども会連絡協議会の団体運営の支援を行う。

内容　団体活動費助成金の交付・団体の事務を支援

### ②福祉協力校への助成

目標　町内の小中学校、高等学校で行う福祉教育事業の活動支援を行う。

内容　4つの小学校、阿久比中学校、阿久比高校に活動費を助成

## (5) 母子・父子福祉活動

### ①母子寡婦福祉会への助成

目標　母子寡婦福祉会の団体運営の支援を行う。

内容　団体活動費助成金の交付・団体の事務を支援

### ②一人親家庭レクリエーション大会の開催

目標　町内在住の一人親家庭の交流を図る。

内容　一人親家庭対象の夏休みの日帰りバス旅行

## (6) 福祉育成・援助活動

### ①遺族会への助成

目標　遺族会の団体運営の支援を行う。

内容　団体活動費助成金の交付・団体の事務を支援

### ②送迎サービス事業の実施

目標　町内在住・在宅で、移動に車いすが必要な方や家族の日常生活上の移動の便宜を図る。

- 内容 社会福祉協議会の福祉車両（タント）を使い、外出を支援  
①運転ボランティアによる病院への送迎サービス  
②福祉車両を貸出す送迎サービス

### ③移送支援事業の実施

- 目標 宅老所や買い物応援サービス「でかけエール」に参加する高齢者の移送支援を行う。
- 内容 社会福祉協議会送迎サービスボランティアの協力で、草木宅老所の利用者を宅老所まで移送  
名古屋トヨペット半田店様の協力で、名古屋トヨペット半田店所有車両で、「でかけエール」に参加する移動手段のない高齢者の外出を支援

### ④ホームページによる情報発信

- 目標 ホームページを活用し、社会福祉協議会の活動やボランティア情報を広く提供する。
- 内容 スマートフォンやタブレットからも福祉情報の検索や情報を提供

### ⑤広報「あぐいの福祉・共同募金特集号」の発行

- 目標 10月号を赤い羽根共同募金の特集号とし、PRと啓発を行う。

- 内容 「あぐいの福祉・共同募金特集号」の発行

### ⑥社会福祉大会の開催（12月予定）

- 目標 福祉活動に貢献した方の顕彰を通じて福祉意識の醸成を図る。
- 内容 社会福祉協議会役員・評議員の功労者、高額寄付者、優良児童生徒、共同募金作品コンクール入賞者の表彰と福祉映画会等の実施

## （7）先進的地域福祉活動を学ぶ研修会

- 目標 先進的な地域福祉活動を取り組む社会福祉協議会、福祉団体、NPO等から講師を招き、本町の地域福祉活動推進の参考にする。
- 内容 理事、監事、評議員を対象に、講演形式による研修

## （8）災害ボランティアセンター備蓄品の整備

- 目標 発災時に設置する災害ボランティアセンターの備品を整備する。
- 内容 災害ボランティアセンターの必要備品を検討し準備する。

## 5、資金貸付事業

### （1）生活福祉資金貸付事業【県社協受託事業】

- 目標 低所得世帯、生活困窮者世帯、高齢者世帯、障がい者世帯へ資金を貸付け生活の支援を行う。  
新型コロナウイルス感染症で休職・離職し減収し生活困窮となり貸付けた特例貸付借受世帯への支援を行う。

- 内容 生活福祉資金の相談や貸付の事務  
愛知県社会福祉協議会と連携し、返済が長期間（最長で2034年末）となる特例貸付借受世帯へのフォローアップ支援及び生活課題への必要な支援が実施できる関係機関との連携協働を図る。
- 種類 総合支援資金、福祉資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金、臨時特例つなぎ資金

### （2）暮らし資金貸付事業【県社協受託事業】

- 目標 低所得世帯が一時的な生活困難となった場合、資金貸付による生

活支援を行う。

内容 くらし資金の相談を受け、貸付（町内在住の連帯保証人が必要）

貸付額は、10万円以内で貸付日から9か月以内に償還

### （3）生活困窮者への食糧支援

目標 生活困窮で食事に困っている方に食料提供し健康状態を維持する。

内容 社会福祉協議会保有の食料や認定NPO法人セカンドハーベスト名古屋と提携し、食料支援の必要な方に食品を提供

## 6、居宅介護等事業（ホームヘルプ事業）

### （1）基準該当訪問介護事業（阿久比町指定）

目標 利用者が、自立した日常生活を自宅で送れるよう、サービスの提供を行う。

内容 要介護1から要介護5の高齢者を対象に、ヘルパーが自宅を訪問し、身体介護（入浴、排せつ、食事等）や生活援助（買物、調理、掃除、洗濯等）を提供し在宅生活を支援

### （2）基準該当介護予防・日常生活支援総合事業（阿久比町指定）

目標 利用者が、自立した日常生活を自宅で送れるよう、サービスの提供を行う。

内容 要支援1、2や事業対象者の高齢者を対象に、ヘルパーが自宅を訪問し、家事援助（買物、調理、掃除、洗濯等）や身体介護等を提供し在宅生活を支援

## 7、居宅介護支援事業（ケアマネジメント事業）

目標 利用者が自立した日常生活を自宅で送れるよう相談を受けてケアプランを作成する。

内容 ケアマネジャーが、要介護1から要介護5の高齢者を対象にケアプランを作成、要支援1、2及び事業対象者の高齢者を対象に介護予防ケアプランを、本人や家族の意向に基づき作成し、介護サービス事業者・医療・保健福祉の専門職と協働し在宅生活が継続できるよう支援する。また、毎月、利用者のモニタリングを行い、サービスの実施状況の把握、相談、サービス事業者との連絡調整、サービス担当者会議の開催、給付管理・請求の事務を行う。

## 8、心配ごと相談事業【町補助金事業】

目標 住民の日常生活の困り事や悩み事への相談助言を行う。

内容 民生委員・児童委員や人権擁護委員及び行政相談員による相談。

相談日 第1・第3木曜 午前9時30分～11時30分 中央公民館

## 9、基金運営事業

目標 住民等からの寄付を福祉基金に積立て、基金の利息を地域福祉活動の財源として活用する。

内容 寄付は国債等で適切に運用する。基金の利息は、地域いきいき福祉活動の支え合い活動や見守り活動などの財源に活用

## **10、日常生活自立支援事業【県社協受託事業】**

- 目標 認知症高齢者や知的障がい者及び精神障がい者で、判断能力が不十分な方が、地域で自立した生活が送れるよう支援する。
- 内容 福祉サービスの利用援助、福祉サービスの利用料の支払い等日常的な金銭管理、書類の預かりを、生活支援員、愛知県社会福祉協議会、関係機関と協力して支援する。

## **11、重層的支援体制整備事業【町受託事業】**

- 目標 重層的支援体制整備事業を実施し、地域住民の複雑化・複合化した福祉ニーズに対応する包括的支援体制を構築する。
- 内容 コミュニティソーシャルワーカー（CSW）は、重層的支援体制整備事業で、相談支援、参加支援及び地域づくりに向けた支援を一体的に実施し、包括的支援体制を整備する。

### **11-1 参加支援事業【町受託事業】**

- 目標 参加支援事業は、既存の参加支援事業で対応できない個人や世帯の個別ニーズに対し、地域資源を活用し社会とのつながりを回復する。
- 内容 個人や世帯が抱える課題を丁寧に把握し、既存の社会資源につなげたり、社会資源の拡充開発などを働きかけるとともにマッチング後、個人の状態や希望に沿った支援が行われているかフォローアップし社会とのつながりの回復を支援する。

### **11-2 多機関協働事業【町受託事業】**

- 目標 多機関協働事業は、単独の支援機関で対応困難な複雑化・複合化した事業の調整、支援機関の役割分担や支援の方向性を検討し、既存の相談支援機関をサポートする。
- 内容 支援会議や重層的支援会議を行い、複雑化・複合化した事業に対応している支援関係機関の課題を把握し、調整、役割分担、支援の方向性を協議する。

### **11-3 地域福祉相談支援事業【町受託事業】**

- 目標 住民の複合的生活課題、困難を抱える本人や家族を把握し、情報提供と助言を行い、必要に応じ支援機関と協力連携し生活課題の解決を支援する。
- 内容 地域福祉相談支援事業は、専門相談員のコミュニティソーシャルワーカー（CSW）を社会福祉協議会に2名配置し、住民福祉課と連携し課題の把握と相談に応じ、必要な支援関係機関へつなぎ、生活課題の解決を図るとともに、地域関係者と協力して要援護者の見守りや発見及び相談ができる地域づくりを推進する。また、ひきこもりなど社会的孤立状態の人、制度の狭間の課題を抱え必要な支援につながりにくい人の支援のため、アウトリーチによる相談支援や継続的な伴走支援を行う。

### **11-4 生活支援体制整備事業【町受託事業】**

- 目標 高齢者が住み慣れた地域で生活を続けられる「地域包括ケアシステム」の構築に向けた取り組みを行う。
- 内容 生活支援体制整備事業は、生活支援コーディネーターを社会福祉協議会に2名配置し、健康介護課と連携して地域包括ケアシステ

ムの構築に向けた取り組みを行う。

第1は、地域の社会資源の把握に努め、情報を発信し住民の社会参加を促進し介護予防効果を高める。また、相談や関係機関より把握した情報から、住民の生活課題を解決する生活支援サービスの担い手の育成や新たな生活支援サービスの創出を行う。

第2は、地域の住民同士のネットワークづくりを協議する第2層協議体の設置・運営及び関係者間の情報共有が図れるネットワークづくりに取り組む。

※ 住民福祉課のコミュニティソーシャルワーカーと健康介護課の生活支援コーディネーターは、地域課題を把握し、支え合いの仕組みづくりを効果的に行なうため、兼務します。

## 12、地域包括支援センターへ職員の派遣

- 目標 令和8年度に社会福祉協議会が阿久比町より、地域包括支援センター業務の委託を受ける予定をしているため、令和6年度より社会福祉協議会職員を阿久比町地域包括支援センターに派遣し、業務を習得させ、受託の準備を進める。
- 内容 主な地域包括支援センターの業務内容は、介護予防ケアマネジメント業務、総合相談支援業務、包括的・継続的ケアマネジメント業務、権利擁護業務

## 13、その他

- (1) 阿久比町地域包括ケア推進会議、阿久比町障がい者自立支援協議会など阿久比町主催の会議への参加協力
- (2) 知多郡社会福祉協議会連絡会、知多ブロック社会福祉協議会、愛知県社会福祉協議会への参加協力